

第1回 国立市介護保険運営協議会

平成28年3月18日（金）

【事務局】

定刻になりましたので始めさせていただきます。

皆様、こんばんは。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。私は健康福祉部地域包括ケア推進担当課長をしております大川と申します。

本来でございますと会議の進行は会長が行うこととなりますが、本日は第6期の第1回目の運営協議会ということで、会長が選任されてございません。会長が本日選任されるまでの間、事務局のほうで進行させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、皆様のお手元でございます議事次第に従って進行させていただきます。

お手元の資料を確認させていただきます。資料ナンバー1、国立市介護保険条例。資料ナンバー2、国立市介護保険運営協議会規則。資料ナンバー3、国立市介護保険運営協議会委員名簿。資料ナンバー4、平成27年度高齢者支援課事務担当者名簿。以上でございます。よろしいでしょうか。

まず初めに、皆様に委嘱状の交付をさせていただきたいと思っております。本来でございますと市長からの交付となりますが、本日は所用にて市長が出席できませんので、副市長の永見から交付をさせていただきます。皆様の席に副市長が参りますので、ご起立の上お受けいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【永見副市長】

委嘱状。石田啓子様。国立市介護保険運営協議会委員を委嘱します。委嘱期間は平成28年3月18日から平成31年3月17日まで。平成28年3月18日。国立市長、佐藤一夫の代読でございます。よろしく願いいたします。

委嘱状。木藤博之様。以下同文でございます。よろしく願いいたします。

委嘱状。杉山紀美子様。以下同文でございます。よろしく願いいたします。

委嘱状。高瀬慎吉様。以下同文でございます。よろしく願いいたします。

委嘱状。田村文榮様。以下同文でございます。よろしく願いいたします。

委嘱状。内藤祐治様。以下同文でございます。よろしく願いいたします。

委嘱状。中川進様。以下同文でございます。よろしく願いいたします。

委嘱状。中添眞二様。以下同文でございます。よろしく願いいたします。

委嘱状。林大樹様。以下同文でございます。よろしく願いいたします。

委嘱状。山路憲夫様。以下同文でございます。よろしく願いいたします。

【大川地域包括ケア推進担当課長】

委嘱状の交付をさせていただきました。皆様、どうぞよろしく願いいたします。

それでは副市長から挨拶をさせていただきます。

【永見副市長】

皆さん、こんばんは。副市長の永見でございます。このたびは大変お忙しい中、介護運協、第6期になると思いますが、委員をお引き受けいただきましてまことにありがとうございます。やっとな春めいたというか、国立の市役所の中の桜も花びらが開いたものがあるということで、非常に春らしくなりましたが、これから3年間、皆様には介護運協の委員ということで重責を担っていただくこととなります。どうぞよろしく願い申し上げます。

この顔ぶれを見まして、2000年に介護保険制度が始まって、いろいろなふうに関護保険制度が変わってきた、その時代の変化というのをものすごく痛切に感ずるところでございます。国立の介護保険の運営というのは、かなり評価されております。在宅療養の観点からも相当に評価されておりますが、ほとんど、この委員会の委員の皆様のお力によって、国立の介護が進んできたのだと私は理解しております。

一番端的に申し上げますと、昔、在宅介護支援センターというのがありまして、それが地域包括支援センター、いわゆる地域包括ケアといわれる走りになった、法律改正で地域包括支援センターというのででき上がったときに、どういう形でやっていこうかということはこの委員会で議論していただいたことを、ついこの間のように覚えていますが、何しろ定着するまで、そして一つの形がつかれるまでは、委託はせずに直営で、きっちりやっていこうじゃないかと。その方向でというようなことをご議論いただいたことが、ついこの間のように思い出されます。

それから、今、地域包括支援センターは職員が何人いるんだっけ、大川くん。

【大川地域包括ケア推進担当課長】

私を含めて21名です。

【永見副市長】

21名。あのときは3名かそこらでスタートしたんです。社協から大川くんに来てもらったり、いろいろな形で人材をそろえて。今は高齢者の数も圧倒的にふえまして、高齢化率が22%を超えていますが、20名を超える人員で地域包括ケア、それでも追いかけていこうというような状況にあるとは思いますが、そういうような、国立の地域包括ケアというものをこれからますます引っ張っていただく、その考え方と実践の方向性を出していただくのがこの委員会だろうと考えております。

あまり長くしゃべってもしょうがないのですが、ここに出てくると本当にほっとするような、ついこの間まで一緒にご指導いただいていた方々が委員でいまだにいらっしゃいまして、私もちょっとほっとするところなのですが、ぜひ、今後3年間もよろしくご指導いただけたらと思います。ひとつよろしくお願い申し上げます。

【事務局】

副市長につきましては公務がございますのでこちらで失礼させていただきます。

【永見副市長】

よろしく願いいたします。

(副市長退席)

【事務局】

それでは進めさせていただきます。次第の2番です。運営協議会の任務等について。

資料でお配りしております介護保険条例規則をもとに、介護保険係長の菅野からご説明さしあげます。

【事務局】

ご説明させていただきます。皆様のお手元がございます、まず資料ナンバー1になります、国立市介護保険条例の条文を出させていただきます。

介護保険の運営は、通常は各市町村単位で行っております。それについて規定しているものがこちらの条例になります。

めくっていただきまして、条例の6ページですが、第4章のところ介護保険の運営となっております、第16条で運営協議会について規定しております。「介護保険事業計画の策定及び評価並びに介護保険事業の運営その他の介護保険に関する事項を審議するために運営協議会を設置する」となっております。

介護保険事業計画は3年ごとに市で策定しておりまして、人口や地理的条件、サービスの見込み量を総合的に勘案して、その事業計画のところで保険料の設定を行っております。皆様には、その事業計画、あと保険料の設定などを審議していただくこととなります。

続きまして資料ナンバー2になります。こちらが介護保険運営協議会の規則について規定させていただいているところでございます。

第2条で、皆様に行っていただく職務として、介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画の策定及び評価に関すること。2番目としまして、介護サービスの提供、確保及びサービス水準に関すること。3番目として、低所得者対策に関すること。4番目として、介護認定の適正化に関すること。5番目として、地域包括支援センターの運営に関すること。6番目として、地域密着型サービスの運営に関すること。その他、介護保険に関することと、こちらのほうで規定されております。

次に、運営協議会の会議についてですが、基本的には公開とさせていただいております。本日は傍聴者の方はいらっしゃいませんが、一応、傍聴者名簿などを置いておりまして、傍聴は可能になっております。ただし、事前に協議して非公開で行うことに決定することもございます。

次に、この会議の議事録ですが、会議の内容につきましては議事録として残させていただきまして、後ほど公開をさせていただいております。ただし、公開する前には必ずこちらの運営協議会のほうで一度お出ししまして、内容を確認させていただきまして、承認を得てからホームページなどに出させていただきます。

また、この会議ですが、おおむね月1回行っております。曜日、時間などは事前にお知らせしております。一応、原則としましては毎月第3金曜日、午後7時を予定しております。

次に、審議の進め方についてですが、効率的な運営を行うことから、事務局と正副会長、これから決めることとなりますが、そちらの正副会長様との間で課題について事前調整することがございます。また、会議で議題となったもの、またそれ以外のものであっても、もし資料が必要である、こういう資料が欲しいというご要望があった場合は、事務局のほうに申し出いただければ作成をいたします。

簡単ですが以上となります。

【事務局】

私のほうから一点補足させていただきます。他の区市町村におきましては、この介護保険運営協議会と地域包括支援センター運営協議会を両立してやっている自治体が多々ございます。国立の場合はこれを一体的に、介護保険運営協議会の中で地域包括支援センターについても審議していただくということでございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは引き続き、次第の3番でございます。委員の皆様の自己紹介をしていただきたいと思います。

お手元の資料ナンバー3、介護保険運営協議会委員名簿を参照していただきまして、自己紹介をお願いいたします。今、皆様、席は石田委員からあいうえお順で座っていただいております。大変恐縮でございますが、石田委員のほうから一言ずつ、自己紹介のほうをお願いいたします。

【石田（啓）委員】

1号被保険者の石田啓子でございます。よろしくお願ひします。父が今96歳で、要支援1で、これからお話しするようなこと、お話しされていくようなことにかかわって

くるのかなと思いつつ、伺わせていただいております。よろしくお願いいたします。

【木藤委員】

居宅介護支援事業者ということで、国立市社会福祉協議会の事務局長をしております木藤と申します。よろしくお願いいたします。前期に引き続きということでございます。

私も国立で母が今、ここで米寿を迎えまして、介護保険のお世話になっているところでございます。そういう意味では身近で、また違う立場で参加したいと思っております。よろしくお願いいたしますと思います。

【杉山委員】

こんばんは。初めまして。私はシルバーハイツ谷保の特別養護老人ホームの中にあります訪問介護事業所のサービス提供責任者をやっております杉山紀美子と申します。初めてですので、皆さんのご指導を得ながらこの席に参加していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【高瀬委員】

皆様、よろしくお願いいたします。私は第2号被保険者として参加させていただく高瀬と申します。私自体、高齢者介護の事業に、実は事業を行っている会社の今、事業部長をやっております。本社は渋谷にございますが、小規模でも一般型を含めてですが3カ所運営しております。そちらのほうの事業を統括している立場なのですが、非常に今、ものすごく悩んでいるといいますか、今後の介護保険がどのように変容していくのか、これらは私ども事業者としても非常に難しい側面があるなど考えておまして、そういう部分からの意見なども、僭越ですが発言させていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【田村委員】

私は第1号被保険者の田村文榮と申します。よろしくお願いいたします。昨年5月から、途中からの参加になりましたが、今期また引き続きやらせていただくことになりました。

私は身近にいるといっても、隣の町に義理の兄夫婦と、私の実のおばがそれぞれ80代を超えた人たちがおりまして、その関係で最近ちょっと忙しい日々を送っているのですが、むしろ私は国立市の中で、自分がこのまちで、自分がついこの住みかとするならば、どういった高齢者のいろいろな環境を整えていったらいいのかという、そんな視点の中から、市民の代表として参加したいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【内藤委員】

初めまして、内藤です。私は今まで、日本相撲協会だったりVリーグだったり陸連、高校サッカー等で、現場でトレーナーを15年ほどしておりました。その後、今10年目を迎えるのですが、国立では灸・整骨院をしております。父や母のこともあるので、デイサービス等で機能訓練の経験もしております。

仕事柄、手術後のコメディカルなりハビリテーションだったりアスリーティックなりハビリテーションというものを双方行ってきましたので、介護の予防に関してとても関心を持っています。ずっと見てきた中で、加齢による姿勢の変化から運動器の動作の質が低下して行って、使わなくなって使えなくなるという、無意識の廃用性萎縮というものが起きていることをすごく実感してまして、そこに着目して介護予防をしていかないといけないのではないかと思っておりました。

予防はこれからの世代に対して行われるもので、行われるべき世代、また元気高齢者に敬遠されるようなプログラムでは、予防重視型にはなり得ないと思っております。で

すから、60歳になる前から低頻度の運動習慣をつくっていくために、地域総合型スポーツクラブのようなものを設立して、体協を越えてレクリエーションスポーツや競技スポーツの場として、またあらゆる世代に適用できる場としていき、介護予防の世代にとどまらない、他世代との交流も積極的にできる人材のハブ機能のような形にできればいいのではないかと考えておりました。

こういった新しい価値観を持った介護予防の提案をしていながら、市民が運動習慣を身につけて、健康を増進していくことで、お互い、市と私たちがウィン・ウインの関係になるようなことを望んでいます。

ちょっと、この中では介護保険に関することになると思うのですが、まだ無知な点がたくさんあります。一生懸命勉強しながら会議に参加させていただければと考えておりますので、よろしくお願いします。

【中川委員】

青柳のほうに老人保健施設、国立あおやぎ苑があります。そこの事務局長をやっている中川といいます。よろしくお願いします。

18年ぐらいになるのですが、介護保険が始まる前から老人保健施設を主体としたサービス、当初は施設サービスが主体でしたが、今はもう地域の方たちのご相談を何でも受けるということで、在宅の部門にも力を入れている最中です。おかげさまでクリニックもあります。いろいろな相談を受けられるような体制に、少しずつでも向かっていますので、地域の方たちがいろいろなご相談があるかもしれません、何でも相談を受けるような体制に今、整備中ですので、地域で本当に困られている方がありましたら、介護保険でご相談を承るような施設に持っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

【中添委員】

国立歯科医師会の中添と申します。矢川駅のそばで歯科医院を開院しています。ちょうど3期9年が終わって、お役御免になるかなと思ったのですが、もう1期行ってこいと歯科医師会のお達しがありまして、もう1期頑張らせていただきます。よろしくお願いします。

【林（大）委員】

林と申します。一橋大学の社会学部で教員をしております。大学では地域の政策やまちづくりの取り組み等について研究し、教育活動を行っております。

こちらの運営協議会はかなり長くなりましたが、介護保険の政策や制度というのはどんどん変わりますし、課題が解決されていくことばかりではないので、さらに勉強して、皆さんと一緒に議論していきたいと思っております。よろしくお願いします。

【山路委員】

私は小平市にあります白梅学園大学というところで社会保障の教員をしております、山路と申します。近年は専ら地域包括ケアが最大の肝になっておりまして、その意味ではまさにこの会議を研究テーマとする1人なのですが、私自身も101歳になります義父を、長野県の飯田というところで抱えておりまして、もう妻が20年来遠距離介護をしておりますが、月に1回、中央高速で、私は車の運転をするだけですが、もういいかげんくたびれてきまして、まさに老老介護を実感しておりまして、その立場から、つまり家族介護を支えるという意味での、幾ら介護保険、今回地域包括ケアの推進ということになっていますが、それができたとしても、家族介護の部分は確実に残るわけですから、その立場からも議論に参加していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【大川地域包括ケア推進担当課長】

皆様、どうもありがとうございました。

関戸委員がいらっしゃいましたので、委嘱状を交付させていただきたいと思います。健康福祉部長の藤崎のほうから交付いたしますので、お手数ですがその場でお立ちいただきまして、お願いいたします。

【藤崎部長】

委嘱状。関戸勲様。国立市介護保険運営協議会委員を委嘱いたします。委嘱期間は平成28年3月18日から平成31年3月17日までになります。平成28年3月18日。国立市長、佐藤一夫。代読でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

よろしくお願いいたします。

皆様、自己紹介をしていただきましたので、申しわけございませんが一言自己紹介をお願いいたします。

【関戸委員】

私は弁護士をやっております。2期前からでしょうか。そういう意味では2期終わっていますので、なかなか、ふだんやっている弁護士の仕事とかなり違うので、わからないことがいっぱいあります。まだまだ私は勉強しなくてはいけないと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

【大川地域包括ケア推進担当課長】

どうもありがとうございました。

本日、欠席の委員の方もいらっしゃいます。国立市医師会の新田委員。薬剤師会からは石田委員。介護サービス提供事業者弥生会、林委員。本日欠席でございますが、次回以降、ご出席いただいているときにご紹介させていただければと考えてございます。

それではどうぞ皆様、よろしくお願いいたします。

続きまして次第の4番、正副会長の選出に入ります。

お手元の資料ナンバー2、介護保険運営協議会規則がございます。こちらの2ページ目、第6条でございます。「運営協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める」とあります。「会長は運営協議会を代表し、会務を総理する」。「副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する」。こうございますので、選出をここでさせていただきます。

そうしましたら、皆様、自薦もしくは他薦で結構ですので、どなたかご推薦など、お声を上げていただければ大変ありがたく存じます。いかがでしょうか。

【山路委員】

会長に林先生を推薦させていただきます。それから副会長に新田國夫先生を推薦させていただきます。

理由を申し上げます。会長は、当然のことながら、私自身も東村山市等の介護保険運協の会長をしているのですが、やはり冷静沈着に、ニュートラルにさばくということがまず会長の要諦でありまして、その点、林先生はもう随分長くされておられるのですが、本当に見事なぐらい、常に冷静沈着に、この間、どんなときにも動ぜずに対応されてこられた、まさに適任者だと考えております。

新田先生はご承知のように国立の在宅療養推進協議会、これも私も一緒にやってきたのですが、多職種連携を5年以上やってきておられまして、その中心人物でもあるのですが、今や全国の在宅医療のリーダーの1人として、いろいろ全国的にも活躍しておられるお1人です。

このお二方にやっていただくことは、今この時期、まさに地域包括ケアを2025年までにつくらなければいけないという、我々のような団塊の世代が75歳となる2025年が差し当たっての高齢化のピークとなりますので、このすさまじい高齢化、長寿化をどうやって乗り切っていくのかという、今まさに端緒に差しかかったところで、非常に難しい時期でもありますので、ぜひ、今まで続けてこられたお二方に会長と副会長をお願いしたいということでもあります。よろしく願いいたします。

【事務局】

山路委員、どうもありがとうございました。
皆様のほうでほかにご意見はございますでしょうか。
(「賛成」の声あり)

【事務局】

ありがとうございます。それでは、会長は林大樹委員でよろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)

【事務局】

副会長は新田委員でよろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)

【事務局】

ありがとうございます。そうしましたら、会長が林委員ということで決まりましたので、議事のほうを林会長をお願いしたいと思います。

お手数ですが席を会長席のほうにかわっていただきまして、引き続きお願いいたします。

【林会長】

山路先生から過大な評価をいただきましたが、皆様からやれということであれば引き受けさせていただいて、3年間頑張ろうと思っておりますので、どうぞ協力をよろしく願います。

それでは、議長ということになりましたので、この後の議事の進行をさせていただきます。

正副会長挨拶ということですので、では、先ほども申し上げましたが、長いこと、今度が第6期になるのですが、第1期からずっとやっております。私は社会学をやっているものですので、介護保険という、医療や看護、介護と密接に関係した政策や制度については、必ずしも専門家ではないのですが、それでも長く、門前の小僧みたいな形で学んでまいりました。

ただ、この介護保険の政策というのは、かなり大きく変わってきておりますし、この介護保険が取り組まなければいけない課題というのもどんどんどんどん大きく難しいものになっていくような気がしております。

ですから、長くやりましたが、また気持ちを入れかえて、新たな気持ちで政策や運営について学び、国立市の介護保険の運営がうまくいくように、そして地域包括ケアシステムというのがきちんと構築できるように、皆さんと一緒に勉強していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

副会長はいらっしゃるときにということですね。

それでは、会議次第の6、事務局紹介に移らせていただきます。

では願います。

【事務局】

それでは、お手元の資料ナンバー4でございます。平成27年度高齢者支援課事務担

当者名簿をごらんください。

高齢者支援課は、市の健康福祉部に属してございます。

まず部長の藤崎でございます。

【藤崎部長】

藤崎です。皆様方には3年間大変お世話になると思います。どうぞよろしく願いいたします。

【大川地域包括ケア推進担当課長】

続きまして、本日は欠席しておりますが、高齢者支援課長の馬場でございます。この高齢者支援課長が介護保険運営協議会の取りまとめをさせていただいております。

私、地域包括支援ケア推進担当課長の大川でございます。地域包括支援センターを所管してございまして、市の地域包括ケアの体制づくり、及び在宅療養の支援体制、予防の仕組みづくり、その辺を担当しております。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、高齢者支援課課長補佐の葛原でございます。

【葛原課長補佐】

葛原でございます。よろしく願いいたします。

【大川地域包括ケア推進担当課長】

葛原は、地域包括ケア在宅療養推進担当を兼ねております。ふだんは地域包括支援センターのほうにございまして、在宅療養関係、認知症ケアのほうで、ふだん実践も含めて動いている職員でございます。

続きまして、各係の紹介でございます。

介護保険係、係長の菅野でございます。

【菅野係長】

菅野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【大川地域包括ケア推進担当課長】

職員が多くおりますが、本日、事務局として出席しております主事の田中でございます。

【田中主事】

田中です。よろしく願いいたします。

【事務局】

この介護保険係が主に介護保険運営協議会の事務のほうもやっております。

あわせまして、高齢者支援課にはあと2つ係がございます。1つは高齢者支援係で、こちらは市の高齢者の方向けのサービス、市のサービス自体を扱っている係でございます。そのほかにも、老人クラブ連合会などの所管もございます。

もう1つ、地域包括支援センターが高齢者支援課の1つの係としてございます。こちらは主査と係員8名体制で、そのほかに、先ほど副市長も申し上げましたが、嘱託も含めまして21名という体制でやっております。

本日は事務局としてこのメンバーがおりますが、そのほかにも審議会の中でいろいろとご報告さしあげるときに出席する職員がおりますので、そのときにまたあわせてご紹介させていただきたいと考えてございます。どうぞよろしく願いいたします。

【林会長】

ありがとうございます。

何か質問がございましたらどうぞ。よろしいでしょうか。

それでは次の議題は、小規模通所介護の地域密着サービスへの移行についてであります。

事務局からお願いします。

【事務局】

それでは、小規模通所介護の地域密着サービスへの移行についてということで、介護保険法の改正で、28年4月1日から、定員19人未満の通所介護事業が地域密着型サービスとして位置づけられることとなります。その関係で、今現在、デイサービスはどこにでも行けるようになっていることと思うのですが、現在市内に19カ所ございまして、そのうちの12カ所が定員19人未満ということで、地域密着型サービスのほうに変わります。

地域密着型サービスというのは、高齢者の方が住みなれた地域でサービスを受けられるように、原則、市民の方しか使えない、事業所の指定をするのは市で行うものでございます。介護保険運営協議会の規則の、先ほど申し上げました第2条の、皆様に調査・審議していただく内容の中に、地域密着型サービスの運営に関するということと、6番目に規定もされておりますので、今後、皆様にまたいろいろと審議していただくことになるかと思われま。

一応、28年4月1日に移行されるというご報告のみなのですが、条例改正とか、まだできていないのですが、今後また、それについては後にご報告させていただきたいと思っております。

以上です。

【林会長】

ありがとうございます。

なかなか、初めての方、私も初めてではないのですが、それだけ聞いてもなかなかよくわからない。どういうことが起きているのかなということなのですが、法律ですか。条例が変わった？

【事務局】

介護保険法です。

【林会長】

介護保険法が変わったことに伴って、通所介護サービス事業所の位置づけが変わることになったということですね。

お願いします、事務局。

【事務局】

補足させていただきます。介護保険法改正に伴いまして、小規模の通所介護事業所、定員が19名以下のものとされておりますが、その小規模の通所介護事業所が、いわゆる地域密着型の事業所として位置づけられると。今までの地域密着型の事業所に加える形で位置づけられるということになります。

簡単に申し上げますと、これまでの通所介護事業所につきましては、東京都に申請をして東京都が指定をするということでやってまいりましたが、この改正以降、平成28年度以降を想定しておりますが、この小規模の通所介護事業所が地域密着型のサービスに移行されることに伴いまして、市が指定をするということになります。

ですので、市の権限、指導検査も含めまして、そのあたりの市の事務、権限が加わることで、積極的に市が小規模の通所介護事業所にさらに入っていくということも可能になります。

あわせて、この地域密着型の制度は、基本的には国立市民の方が利用するという位置づけになっております。市民の皆様、特に高齢の方、そのご家族の方の生活を支える大事な、本当に地域に密着したサービスになっていくように、こちらのほうもそれぞれの

サービス事業所と協力しながら、市の体制づくりに向けて地域密着型のサービスを何とかうまく運用していけるようにやっていきたいと考えております。

今のところ、市内の通所介護事業所のうち12カ所の小規模の事業所が、この地域密着型に加わるという想定になっております。

そのほかに、地域密着型というのを簡単に申し上げますと、サービス種別でいいますと認知症対応型のグループホーム、それと小規模にはかかわりなくですが、認知症の方対応のデイサービス。こちらも地域密着型のサービスに入ります。そのほか、小規模多機能型居宅介護と申しまして、国立市内には中地区に1カ所ございます。この小規模多機能型居宅介護と申しますのは、基本的には通いが中心のサービスです。在宅を支える上で、通っていただいて、しかしながらそれ以外の時間帯に、もし仮に夜中だとしても、ひとり暮らしの高齢者に何かありまして、ご連絡を入れると。そうしますと、小規模多機能型の事業所からヘルパーがやってまいります。随時そういった対応を可能にしている。さらに、これは自費になりますが、泊まりのサービスも組み合わせてそこで利用できるということになってございます。

また、夜間対応型の訪問介護、こちらは国立には事業所がございませんが、隣市の国分寺市にございます。そちらの事業所を利用していらっしゃる国立市民の方もいらっしゃいます。

また、24時間定期巡回・随時訪問型介護看護といった新たなサービスがございます。昨年度、国立市内に2カ所立ち上がっております。まだまだその利用者の数が少ないという課題がございます。

先ほど申し上げた小規模多機能型居宅介護にあわせて、この定期巡回・随時訪問型介護看護のサービスが、在宅で医療と介護を利用しながら生活している方にとって、非常に重要なサービスだと考えております。

この定期巡回型のサービスにつきましては、ヘルパーのサービスと訪問看護の、看護師が訪問するサービスがございまして、これが組み合わさっております。その上で、定時で、例えば1日に3回、朝昼晩とヘルパーが訪問して、服薬の確認、食事の準備、あるいは身体介護などを行うほかに、これも24時間ですので、夜中でも連絡が入れば随時ヘルパーが駆けつけるという位置づけで実施をしております。

残念ながら、1つの事業所はまだ利用がなく、もう1つの事業所は4名利用しているところで、先ほどの小規模多機能と合わせまして、何とかこちらの定期巡回のサービスについても市民の方に理解をしていただきながら、さらに広げていきたいと考えているところでございます。

そのほか、特別養護老人ホームを皆様もご存じだと思いますが、その小規模の、規模の小さい特別養護老人ホームについても、地域密着型のサービスに位置づけられてございます。

【林会長】

わかりやすい補足説明をありがとうございました。

今のお話について、何かご質問、ご意見は。

木藤委員。

【木藤委員】

本題に戻って悪いのですが、この小規模通所介護の地域密着サービスの移行についてということで、移行することによって何がどう影響があるのかということを知りたい。例えば介護報酬が変わるのかとか、利用者の範囲が、市民ということはわかったのですが、サービスの内容が変わるのかとか、仕組みが変わるのかとかいうところが、具体的

な変更点についてお伺いしたいと思います。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

特別、内容については示されていないのですが、ただ、地域密着型サービスになることによって、基本、市民の方しか使えなくなるので、例えば市境あたりにお住まいの方とかだと、お隣の市のデイサービスに通ったほうが便利な方とか、そういう方が不利にならないように、隣接市とそういう場合には協定を結んで、何とか利用できるようなという方法はとって、そんなに変わらないといいますか、これまで利用できていたところで行けるものであると思います。

【木藤委員】

多分、何か狙いとか目的があって変更したのだと思うのですが、ここはあまり影響はないということは、基本的には隣接市とは協定でオーケーということになれば、何ら意味がないというので、何の目的でどうしたのかというのがちょっと見えないのですが、わからなければそれで結構ですが。

【山路委員】

余計なことを言いますと、だから、市が管理監督するわけだから、市民しか使えないわけだから、それは市としてはよりやりやすくなるという意味でのことであって、別にサービスを受ける市民は、多分ほとんど関係ないでしょうね。

ただ、地域支援事業になった場合に、要支援の対象者の人たちは、ここでのサービスの中身は当然変わってくるわけだけれど、別にそれは、移行したからというわけではないですよ。

【林会長】

山路委員、ありがとうございました。

事務局、お願いします。

【事務局】

私のほうからも。この地域密着型の機能自体を、国立としてどういうふう考えていくのかということについても、運営協議会の委員の皆様にもご議論いただきたい内容でございまして、実際には今までの通所介護の事業所自体が地域とどの程度、地域の中でどういう機能を果たしているかというようなことについても、実は市民の方からもいろいろなお問い合わせもございまして、この地域密着になるということで、実際に住んでいらっしゃる地域の方々にとって、このデイがいかに関近に、そこに行けば何か生活していく上でのヒントなり何なりをいただけるもの、そういった機能が果たしてあるのかどうなのか。ほかにも、地域密着型としてはこういう機能が必要なのではないか、そのあたりも含めて、国立の場合はというような観点で、どこかでご議論いただければ大変ありがたいと考えてございます。

【木藤委員】

山路さんに言われて、少しはわかってきたようなのですが、要は、国立市、地域に移行することによって、地域で、例えばほかとは違う取り組みとか、そういうことがある程度柔軟にできるという方向でいいんですよ。

そうすると、先ほど言ったように何も違いはありませんと言われてしまうと、ちょっと違うということで、やはり地域で、例えば仕組みだとか制度だとか、そこら辺についても、もちろん限度というか許容の範囲はあると思うのですが、そこら辺で、例えば報酬も変わるかもしれないし、サービスも若干は、そういうところで特色を持ってやって

いくということも可能になるという意味合いでよろしいんですね。

【事務局】

そうですね。地域の特性を生かしていくものですので、全国的に同じものではなくて、各市でそのところは考えていくものであります。

【木藤委員】

その答えが欲しかったんです。

【林会長】

田村委員。

【田村委員】

利用する側から考えたときに、地域密着という、例えば今ですと、要支援、要介護という、ある程度認定を受けた中でサービスを利用するという形になるわけですが、そこに行けば何らかの形で、今、支援とか要介護の認定を受けていなくても、そこへ行けば何らかのサービスといったらおかしいのですが、自分の居場所があったりして、そこで介護予防のための、何らかの形で自分にとってもプラスになるようなサービスが展開されると考えていいのですか。

サービスそのものが地域にどんどん開かれていくという意味合いで捉えてもいいわけですか。

【事務局】

基本的には、地域にデイサービス自体の機能が開かれていくということは大事な方向だと認識しています。制度上のお話で、一方では、デイサービスをあけている時間帯に、同時にほかのことをやっている、報酬がきちんと成立しないという制度上の限界点というのはございますが、ただ、利用している時間帯以外のところをいかに地域に向けて活用できるか、そのあたりが、この地域密着のデイサービスに問われてくる。そこを市がどの程度、どういうふうバックアップできるかということも含めてのお話になるかと思えます。

【田村委員】

今の続きで、開かれて、施設の運営のあり方やサービスのあり方を考えていったときに、市民がただ利用するだけではなくて、そこの中に入って行って、市民が何らかの形で、自分たちが今持っている力を発揮できるような場にすることも可能だということですか。

【事務局】

単純にお答えすると、その方向は可能だと考えております。

【林会長】

よろしいですか。

では杉山委員。

【杉山委員】

定員が18名ですよ。地域密着型。今、12カ所のところが地域密着型にというふうになっているということで、申請されているとお聞きしたのですが、その狭間というか、現在通われているところが19名以上のところであったとしたら、18名以下のところを希望される方というのはどうなるのですか、という言い方をしたらすごく単純なのですが。

現在通われているところが20名以上いらっしゃるデイサービスに通われていて、その地域密着型になった場合、その利用者様はどうなるんですか。

【事務局】

基本的には変わらない。20名以上の場合は、地域密着型のほうに移行を基本的にはしないです。

【杉山委員】

ごめんなさい、私、違うこと言っているかな。済みません。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

それでは、これについてはこれぐらいにしまして……。

事務局、お願いします。

【事務局】

補足ですが、まだ地域密着型の申請という形でお受けしているわけではございません。平成28年第1回定例会の今、最中ですが、そこに条例案提出をしていただきますので、それが最終本会議で可決されるような形をとって、その後、改めてデイサービスの皆様のほうにもお知らせしていくような、そういった段取りを考えております。

【林会長】

条例が成立してからという。

【事務局】

はい。成立してからということになります。

【林会長】

ほかにございますか。

その他の議題は何かございますか。

【事務局】

一応、次回の運営協議会の予定なのですが、4月の第3金曜日、4月15日、会場は本日行っておりますこの第3・第4会議室、同じところになります。一応そこで予定しておりますので、皆様、ご準備いただければと思います。

【林会長】

以上ですか。

これで予定した議題は終わったのですが、今、8時をちょっと過ぎたぐらいで、普通は2時間を覚悟していただきたいと思うのですが、きょうは非常に早く終わりました。

ただ、きょうは非常に議題としては少なかったわけで、いつもはこんな感じではないと思います。

それで、この運営協議会は、これまでの経験では、やはりほぼ毎月1回は開くということで、開けないときもありますし、月に複数回開くようなときもありますが、大体毎月1回は開くということのようであります。

それと、先ほど資料2で、国立市の運協の規則がありまして、そこで第2条に(1)から(6)、そして(7)はその他ですが、こうした項目が、こうした事項が調査・審議する事項だということでありまして、先ほど、地域密着サービスへの移行ということについては、(6)のところにもあるので、この運協の審議事項になるということになります。

このように、何か法律が変わったりとか、条例ができたりとか、そのたびにこの運協の議題になることもありますし、それから、やはり大きな仕事は、(1)にあります介護保険事業計画の策定及び評価ということですので、これは介護保険事業計画は3年ごとに策定していくということですから、これは必ずこの3年の任期の間にやってまいります。現在の介護保険事業計画は、これが第6期が始まって、1年たとうとしているところです。ですから、あと2年後には次の第7期の介護保険事業計画ができていなければ

いけないということですので、これはやはり、かなり何カ月も前、1年前とかそれくらい前から準備してやっていくわけですので、ですから、ことしどうなるかわかりませんが、来年の今ごろにはやはり介護保険事業計画のいろいろなことについて、多分、いろいろな審議事項が出てくると思います。

それから、今、第6期が進行しているわけですが、この第6期の中に、地域支援事業というのを、形をつくっていかないといけないということで、これは全国の市町村に求められておまして、国立市は割と先行はしていると思うのですが、それでもまだまだ、それが完成するまでにはかなりの道のりがありそうですので、それについては、この運協でももちろん議論しますが、この場だけではやはり十分な検討ができないので、検討部会をつくって別個に検討し、その検討のプロセスや結果をこちらの運協にお諮りするということもあります。

そのようなことで、きょうはかなりシンプルな形の議論でしたが、だんだんこれから複雑な審議になっていくと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局、お願ひします。

【事務局】

申しわけございません、本来であれば最初に皆様にご了解をとらなければいけない事項がございまして、この運営協議会の議事録公開ということでございます。これは、委員の皆様のお名前入りで公開でありますし、その関係で録音を毎回させていただいております。そのご了承を、本来であれば最初にいただくのが形でございますが、おくれまして申しわけございませんが、毎回会議録として録音させていただきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

【林会長】

山路委員。

【山路委員】

今、林会長が最後に言われたことを、若干つけ加えさせていただきますと、従来の第5期までの介護保険運営協議会の主要な役割というのは、保険料を決めること、それから介護保険のサービスと給付の中身も、基本的に国が一応決めておりますが、市独自のの中身も含めた、給付の内容も決めることというのが主要な任務だったのですが、第6期はまさに会長が今言われたように、地域包括ケア体制づくりということが前面に打ち出されて、昨年4月から本格的に、一応3年間の猶予期間はあるのですが、始まったと。

これは従来の介護保険の枠内にとどまらずに、保険・医療・福祉、これは福祉の中に介護は入るのですが、住まいを前提として、保険・医療・福祉の3本柱で高齢者の生活全体を支えていく仕組みをつくっていかうというのが、ちょっと言葉は難しいのだけれど、地域包括ケア体制づくりということなんです。

それを差し当たって2025年までに何とか各市町村でつくろうという話で、法律改正もされ、今、それに向けて着々と進み出している。着々とはないのだけれど、ようやく、多少進み出したというところですよ。

ですから、繰り返しになって恐縮なのだけれど、従来の第5期までの介護保険の運協の、保険料を決めればいい、それから、これは保険料を決めるときも大騒ぎだったのですが、それを決めるのが最大の役割だったのが、むしろ地域包括ケアという非常に大きくくりの中身をこの場で議論していく。それが、この介護保険運協で詰められないときに、検討部会を開いて、ちょっと話が難しくなりますが、日常生活総合支援事業という市町村の地域支援事業が始まっているものですから、従来の介護保険のサービスにないような生活支援サービス、例えばごみ出しとか電球のつけかえとかいう、要するに高齢者が

なかなか1人で生活していく場合、あるいは高齢者だけで生活していく場合に、全体の生活の面倒を見るようなサービスも、ここで考えていこうという話になってきたという。それはまさにこれからなので、この介護保険運協の役割は非常に大きくなってきているように理解していただろうと思うんです。

そういうことで、検討部会も、必要に応じてこれから幾つか、既に若干開きつつあって、きょうのところは、次回にそれを説明されますかね。ということで、ちょっと余計なことを申し上げたようですが、非常に役割が広がり、しかも重大になってきたというのが介護保険運協の役割ということになってきたということです。

私のほうからは以上です。

【林会長】

ありがとうございます。

事務局。

【事務局】

林会長、山路先生、どうもありがとうございました。

事務局のほうからさわりだけで申しわけないのですが、少し地域包括ケアのお話をさせていただきますと、国立の場合は、病気や認知症になっても最後まで暮らせる地域づくりというのを一つ目指しております。もう一つは、そうなる前に、健康なときから、やはりご自分がどういうふうに過ごしていきたいのかということを考えながら、可能な限り健康を維持していただく。病気や認知症になっても、あるいはその手前の健康なときから、どのように過ごしていくかということを含めて、市民の方ご自身も考える。それを支えていく、きちっとした体制を地域ぐるみでつくっていく。いわゆる、健康なときから最後までを、国立で安心して過ごしていただく、そういった方向を一つ目指しているわけでございます。

これはかなり範囲が広く、また厚い内容になってございますので、委員の皆様にはご議論していただく内容も幅が広がってくると考えてございます。

特に、新たに委員になってくださった皆様には、こちらのほうで、これまでの資料もございますし、第6期の介護保険事業計画もございますので、何かのときに、いつでもおっしゃっていただいたときに、こちらのほうも時間をつくらせていただいてご説明するようなことも考えてございます。どうぞお気軽にお問い合わせを事務局のほうまでいただければと思っております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

【石田（啓）委員】

1つ伺わせていただきたいのですが、今のお話のようだと、介護の認定を受けていない方、介護保険の対象ではあるけれど認定は受けていない方に対しても、そういうケアを広げていくということでしょうか。

【事務局】

介護の認定を受けていない方についても、もちろん、その方がどういうふうに国立で過ごしていきたいか、ご自分の生きるということも含めて、今後、高齢になって病気や認知症になると、そういう方も多いですが、そうだとすると、またそうではなくても、お元気なうちからご自分のこととして捉えていただくという意味で、やはりその方々も含めてのお話になります。

【林会長】

ありがとうございました。

何かございましたら。

それから、大川課長からも話がありましたように、遠慮なく問い合わせてください。説

明に行くからということですので、やはり十何年続いてきたものですから、これまでの蓄積もかなりあるので、新任の委員の方は何が何だかちょっとわからないというのがあると思いますから、どうぞ遠慮なく事務局のほうに問い合わせただけだと思います。

どんなことでも構わないですよ。

【事務局】

はい、構いません。

【林会長】

ということですので。

ほかに何かございませんか。

ないようでしたら、きょうはこれで終わりにしたいと思います。どうも皆さん、お疲れ様でした。

—終了— (20 : 15)